

呼 称		電気工事技能者
能力評価実施団体		(一社) 日本電設工業協会
認定日		令和2年2月5日
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録電気工事基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●卓越した技能者(現代の名工) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	5年(1075日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種電気工事士免状取得者 <p>※ただし、下記の保有資格にあつては、それぞれ指定する就業日数を満たすことでレベル3の保有資格を有するものと取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓第一種電気工事士試験合格者で認定電気工事従事者(就業日数1,505日(7年)以上) ✓青年優秀施工者土地・建物産業局長顕彰者(建設ジュニアマスター)で第二種電気工事士免状取得者(就業日数1,505日(7年)以上) ✓第二種電気工事士免状取得者で認定電気工事従事者(就業日数2,150日(10年)以上) ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●第一種電気工事士試験合格者 ●第二種電気工事士免状取得者
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者 1

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		橋梁技能者
能力評価実施団体		(一社) 日本橋梁建設協会
認定日		令和2年3月17日
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録橋梁基幹技能者 ●1級土木施工管理技士 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●安全優良職長厚生労働大臣顕彰 ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●鋼橋架設等作業主任者技能講習及び足場の組立て等作業主任者技能講習 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・玉掛け技能講習 ・足場の組立て等作業従事者特別教育
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		造園技能者	
能力評価実施団体		(一社) 日本造園建設業協会 (一社) 日本造園組合連合会	
認定日		令和2年3月27日	
レベル4	就業日数	10年(2150日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録造園基幹技能者 ●卓越した技能者(現代の名工) ●レベル2、3の基準に示す保有資格 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●安全優良職長厚生労働大臣顕彰 	
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)	
レベル3	就業日数	5年(1075日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●1級造園技能士 ●1級造園施工管理技士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ●下記資格のうち2つ以上 <ul style="list-style-type: none"> ✓車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 ✓不整地運搬車運転技能講習 ✓高所作業車運転技能講習 ✓地山の掘削及び土止支保工作業主任者技能講習 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)	
レベル2	就業日数	3年(645日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●2級造園技能士 ●2級造園施工管理技士 ●下記資格のうち2つ以上 <ul style="list-style-type: none"> ✓小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転特別教育 ✓高所作業車運転業務特別教育 ✓移動式クレーン運転特別教育 ✓ロープ高所作業特別教育 ✓墜落制止用器具を用いて行う作業に関わる特別教育 ✓小型移動式クレーン運転技能講習 ✓不整地運搬車運転特別教育 ✓立木伐木(胸高直径70cm以上、胸高直径20cm以上重心偏・つりきり・かかり木)特別教育又はチェーンソーを用いての立木伐木・かかり木処理または造材特別教育 ✓玉掛け技能講習 ✓刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育 	
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者		

呼 称		コンクリート圧送技能者	
能力評価 実施団体		(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会	
認定日		令和2年2月5日	
レベル4	就業日数	10年(2150日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録コンクリート圧送基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	
	就業日数 (職長)	職長として 3年(645日)	
レベル3	就業日数	7年(1505日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●1級コンクリート圧送施工技能士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)	
レベル2	就業日数	3年(645日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●2級コンクリート圧送施工技能士 ●コンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育 	
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者	

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		防水施工技能者
能力評価 実施団体		(一社) 全国防水工事業協会
認定日		令和元年10月31日 (令和2年8月11日変更)
レベル4	就業日数	10年 (2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録防水基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長)	職長として 3年 (645日)
レベル3	就業日数	7年 (1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・1級防水施工技能士 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 1年 (215日)
レベル2	就業日数	3年 (645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●2級防水施工技能士 ●玉掛け技能講習 ●有機溶剤作業主任者技能講習
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		トンネル技能者
能力評価実施団体		(一社) 日本トンネル専門工事業協会
認定日		令和元年12月26日
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録トンネル基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ずい道等の掘削等作業主任者又はずい道等の覆工作業主任者 ・発破技士又は火薬類取扱保安責任者(甲・乙種) ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	2年(430日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・車両系建設機械(機体重量3t以上の整地・運搬・積込み・掘削用機械)の運転技能講習 ・小型移動式クレーン(5t未満)の運転技能講習 ・玉掛け作業技能講習 ・高所作業車の運転技能講習 ・車両系建設機械(解体用)の運転技能講習又はコンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育 ・特定粉じん作業特別教育 ・ずい道等の掘削・運搬・覆工等の内作業特別教育
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		建設塗装技能者	
能力評価実施団体		(一社) 日本塗装工業会	
認定日		令和2年3月25日	
レベル4	就業日数	10年(2150日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録建設塗装基幹技能者 ●1級建築施工管理技士 ●建築仕上げ改修施工管理技術者 ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●1級土木施工管理技士 ●卓越した技能者(現代の名工)
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)	
レベル3	就業日数	7年(1505日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●1級建築塗装作業技能士 ●2級建築施工管理技士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●1級鋼橋塗装作業技能士 ●2級土木施工管理技士
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)	
レベル2	就業日数	3年(645日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●2級建築塗装作業技能士 ●甲種危険物取扱者 ●有機溶剤作業主任者技能講習 ●玉掛け技能講習 ●足場の組立て等作業主任者技能講習 ●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ●鉛作業主任者技能講習 ●特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 	<ul style="list-style-type: none"> ●2級鋼橋塗装作業技能士 ●乙種危険物取扱者 ●高所作業車運転技能講習 ●小型移動式クレーン運転技能講習 ●酸素欠乏危険作業主任者技能講習 ●特定化学物質等作業主任者技能講習 ●四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ●石綿作業主任者技能講習
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者	

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		左官技能者
能力評価 実施団体		(一社) 日本左官業組合連合会
認定日		令和元年10月25日
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録左官基幹技能者 ●1級建築施工管理技士 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●安全優良職長厚生労働大臣顕彰 ●卓越した技能者(現代の名工) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	5年(1075日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●1級左官技能士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●2級左官技能士 ●研削といしの取替え等の業務特別教育及び足場の組立て等作業主任者技能講習 ●研削といしの取替え等の業務特別教育及び足場の組立て等作業従事者特別教育
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		機械土工技能者
能力評価実施団体		(一社) 日本機械土工協会
認定日		令和元年10月8日
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録機械土工基幹技能者 ●1級建設機械施工技士 ●1級土木施工管理技士 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転業務従事者安全衛生教育 ●ローラー運転業務従事者安全衛生教育 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰(建設ジュニアマスター)
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	2年(430日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 ●ローラーの運転の業務に係る特別教育
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

呼 称		海上起重技能者
能力評価 実施団体		(一社) 日本海上起重技術協会
認定日		令和2年3月17日
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録海上起重基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	5年(1075日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・海上起重作業管理技士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	2年(430日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●玉掛け技能講習 ●一級又は二級小型船舶操縦士
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

呼 称		PC技能者
能力評価実施団体		(一社) プレストレスト・コンクリート 工事業協会
認定日		令和2年3月25日
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録PC基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●1級又は2級土木施工管理技士 ●1級又は2級建築施工管理技士 ●コンクリート橋架設等作業主任者技能講習 ●足場の組立て等作業主任者技能講習 ●型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・玉掛け技能講習 ・足場の組立て等作業従事者特別教育
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		鉄筋技能者
能力評価実施団体		(公社) 全国鉄筋工事業協会
認定日		令和元年10月8日
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録鉄筋基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●安全優良職長厚生労働大臣顕彰 ●卓越した技能者(現代の名工) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・1級鉄筋施工技能士(組立て、または施工図) ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 3年(645日)
レベル2	就業日数	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・玉掛け技能講習
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		圧接技能者
能力評価 実施団体		全国圧接業協同組合連合会
認定日		令和元年12月26日
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録圧接基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・職長・安全衛生責任者教育 ・足場の組立等作業従事者特別教育 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス溶接技能講習 ・研削といしの取替え等の業務特別教育
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		型枠技能者
能力評価 実施団体		(一社) 日本型枠工事業協会
認定日		令和元年10月8日
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録型枠施工基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・型枠施工1級技能士 ・型枠支保工の組立て作業主任者技能講習 ・足場の組立て等作業従事者特別教育又は足場の組立て等作業主任者技能講習 ・職長・安全衛生責任者教育又は職長教育 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・玉掛け技能講習 ・丸のご等取扱作業安全衛生教育
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

呼 称		配管技能者	
能力評価実施団体		全国管工事業協同組合連合会 (一社) 日本配管工事業団体連合会 (一社) 日本空調衛生工事業協会	
認定日		令和2年3月31日	
レベル4	就業日数	10年(2150日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録配管基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●1級管工事施工管理技士 ●給水装置工事主任技術者 ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)	
レベル3	就業日数	7年(1505日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●1級配管技能士 ●2級管工事施工管理技士 ●排水設備工事責任技術者 ●配水管工技能者 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)	
レベル2	就業日数	3年(645日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●2級配管技能士 ●高所作業車運転特別教育又は高所作業車運転技能講習 ●給水装置工事配管技能者 ●地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 ●石綿作業主任者 	
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者	

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		とび技能者	
能力評価 実施団体		(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会 (一社) 日本鳶工業連合会	
認定日		令和2年3月4日	
レベル4	就業日数	12年(2580日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録鳶・土工基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●安全優良職長厚生労働大臣顕彰 ・レベル2、3の基準に示す保有資格	
	就業日数 (職長)	職長として 7年(1505日)	
レベル3	就業日数	8年(1720日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●1級とび技能士 ●1級又は2級建築施工管理技士 ●1級又は2級土木施工管理技士 ●下記資格のうち3つ以上 <ul style="list-style-type: none"> ✓2級とび技能士 ✓レベル2の12資格(※) ・レベル2の基準に示す保有資格	
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 2年(430日)	
レベル2	就業日数	3年(645日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・玉掛け技能講習 ・職長・安全衛生責任者教育 ・下記の12資格(※)のうち1つ以上 <ul style="list-style-type: none"> ✓足場の組立て等作業主任者技能講習 ✓地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 ✓木造建築物の組立て等作業主任者技能講習 ✓小型移動式クレーン運転技能講習 ✓車両系建設機械(解体用)運転技能講習 ✓高所作業車運転技能講習 ✓型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 ✓建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習 ✓コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習 ✓車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 ✓車両系建設機械(基礎工用)運転技能講習 ✓ガス溶接技能講習 	
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者	

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。班長については職長教育を修了した者とする。

呼 称		切断穿孔技能者
能力評価 実施団体		ダイヤモンド工事業協同組合
認定日		令和元年10月31日
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録切断穿孔基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	6年(1290日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)
	保有資格	・切断穿孔技士
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		内装仕上技能者	
能力評価実施団体		(一社) 全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	
認定日		令和元年10月25日	
レベル4	就業日数	10年(2150日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録内装仕上工事基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●安全優良職長厚生労働大臣顕彰 ●1級建築施工管理技士 ●卓越した技能者(現代の名工) ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)	
レベル3	就業日数	5年(1075日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●1級技能士(内装仕上げ施工職種または表装職種) ●青年優秀施工士・建設産業局長顕彰 ●2級建築施工管理技士 ・レベル2の基準に示す保有資格 	
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 3年(645日)	
レベル2	就業日数	3年(645日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●2級技能士(内装仕上げ施工職種または表装職種) ●自由研削といしの取替え等の業務特別教育 ●丸のご等取扱作業安全教育 	<ul style="list-style-type: none"> ●足場の組立等作業従事者特別教育 ●有機溶剤作業主任者技能講習 ●玉掛け技能講習
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者	

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		サッシ・カーテンウォール技能者
能力評価 実施団体		(一社) 日本サッシ協会 (一社) カーテンウォール・防火開口部協会
認定日		令和元年10月31日
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●1級ビル用サッシ施工作業技能士 ●1級金属製カーテンウォール工事作業技能士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●2級ビル用サッシ施工作業技能士 ●2級金属製カーテンウォール工事作業技能士 ●下記の全ての資格 <ul style="list-style-type: none"> ✓職長・安全衛生責任者教育 ✓低圧電気取扱特別教育 ✓アーク溶接特別教育 ✓足場の組立て等作業従事者特別教育 ✓研削といしの取替え等の業務特別教育
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		エクステリア技能者	
能力評価実施団体		(公社) 日本エクステリア建設業協会	
認定日		令和2年3月27日	
レベル4	就業日数	10年(2150日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録エクステリア基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)	
レベル3	就業日数	7年(1505日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●1級土木施工管理技士 ●1級造園施工管理技士 ●1級ブロック建築技能士 ●1級石材施工技能士 ●1級造園技能士 ●1級エクステリアプランナー ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)	
レベル2	就業日数	3年(645日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●2級土木施工管理技士 ●2級ブロック建築技能士 ●2級造園技能士 ●建築コンクリートブロック工事士 	<ul style="list-style-type: none"> ●2級造園施工管理技士 ●2級石材施工技能士 ●2級エクステリアプランナー
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者	

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		建築板金技能者
能力評価実施団体		(一社) 日本建築板金協会
認定日		令和2年3月31日
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録建築板金基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●1級建築施工管理技士 ●卓越した技能者(現代の名工) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●1級建築板金技能士 ●2級建築施工管理技士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ●金属屋根工事技士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・アーク溶接特別教育 ・玉掛け技能講習 ・高所作業車運転技能講習
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		外壁仕上技能者	
能力評価実施団体		日本外壁仕上業協同組合連合会	
認定日		令和2年3月25日	
レベル4	就業日数	10年(2150日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録外壁仕上基幹技能者 ●1級建築施工管理技士 ●建築仕上げ改修施工管理技術者 ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●1級土木施工管理技士 ●卓越した技能者(現代の名工)
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)	
レベル3	就業日数	7年(1505日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●外壁仕上1級技能士 ●2級建築施工管理技士 ●2級土木施工管理技士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)	
レベル2	就業日数	3年(645日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●甲種危険物取扱者 ●有機溶剤作業主任者技能講習 ●玉掛け技能講習 ●足場の組立て等作業主任者技能講習 ●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ●鉛作業主任者技能講習 ●特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 	<ul style="list-style-type: none"> ●乙種危険物取扱者 ●高所作業車運転技能講習 ●小型移動式クレーン運転技能講習 ●酸素欠乏危険作業主任者技能講習 ●特定化学物質等作業主任者技能講習 ●四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ●石綿作業主任者技能講習
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者	

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		ダクト技能者
能力評価 実施団体		(一社) 日本空調衛生工事業協会 (一社) 全国ダクト工業団体連合会
認定日		令和2年3月27日
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録ダクト基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●1級管工事施工管理技士 ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●1級建築板金技能士(ダクト板金) ●2級管工事施工管理技士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●2級建築板金技能士(ダクト板金) ●高所作業車運転特別教育又は高所作業車運転技能講習 ●足場の組立て等作業従事者特別教育 ●玉掛け技能講習
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		保温保冷技能者
能力評価実施団体		(一社) 日本保温保冷工業協会
認定日		令和2年3月17日
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録保温保冷基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・1級熱絶縁施工技能士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●2級熱絶縁施工技能士 ●下記資格のうち3つ以上 ✓足場の組立て等作業主任者技能講習又は足場の組立て等作業従事者特別教育 ✓高所作業車運転技能講習又は高所作業車運転特別教育 ✓玉掛け技能講習又は玉掛け業務特別教育 ✓低圧電気取扱業務特別教育 ✓酸素欠乏危険作業特別教育 ✓石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業、封じ込めまたは囲い込みの作業特別教育
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		グラウト技能者
能力評価実施団体		(一社) 日本グラウト協会
認定日		令和2年3月27日
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録グラウト基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●1級又は2級土木施工管理技士 ●ジェットグラウト技士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ボーリングマシン運転特別教育 ●特定化学物質等作業主任技術者技能講習 ●小型移動式クレーン運転技能講習 ●玉掛け特別教育又は玉掛け技能講習 ●低圧電気取扱業務特別教育
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		冷凍空調技能者	
能力評価 実施団体		(一社) 日本冷凍空調設備工業連合会	
認定日		令和2年3月27日	
レベル4	就業日数	10年(2150日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録冷凍空調基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	
	就業日数 (職長)	職長として 3年(645日)	
レベル3	就業日数	7年(1505日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・1級冷凍空気調和機器施工技能士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・第一種冷媒フロン類取扱技術者 ・レベル2の基準に示す保有資格 	
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)	
レベル2	就業日数	3年(645日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●2級冷凍空気調和機器施工技能士 ●ガス溶接技能講習 ●第一種又は第二種冷媒フロン類取扱技術者 	
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者	

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		運動施設
能力評価 実施団体		(一社) 日本運動施設建設業協会
認定日		令和2年3月27日
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録運動施設基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●運動施設施工技士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●1級又は2級土木施工管理技士 ●1級又は2級造園施工管理技士 ●1級又は2級建設機械施工技士 ●車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 ●ショベルローダー等の運転技能講習 ●締固め機械(ローラー)の運転特別教育
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		基礎ぐい工事技能者	
能力評価実施団体		全国基礎工業協同組合連合会 (一社) 日本基礎建設協会	
認定日		令和2年3月25日	
レベル4	就業日数	10年(2150日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録基礎工基幹技能者 ●1級土木施工管理技士 ●1級建築施工管理技士 ●1級建設機械施工技士 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)	
レベル3	就業日数	7年(1505日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎施工士 ●2級建築施工管理技士 ●車両系建設機械(基礎工事用)運転業務従事者安全衛生教育 ●車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転業務従事者安全衛生教育 ●移動式クレーン運転士安全衛生教育 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 ●2級土木施工管理技士 ●2級建設機械施工技士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 	
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)	
レベル2	就業日数	3年(645日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習 ●移動式クレーン運転士 ●小型移動式クレーン運転技能講習 ●基礎杭溶接管理技術者 ●車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 ●小型車両系建設機械(整地運搬積込機・掘削機・基礎工事機・解体用機械)の運転特別教育 ●玉掛け技能講習 ●基礎杭溶接技能者 	
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者	

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		タイル張り技能者
能力評価実施団体		(一社) 日本タイル煉瓦工事工業会
認定日		令和2年3月25日
レベル4	就業日数	12年(2580日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録タイル張り基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数(職長)	職長として 5年(1075日)
レベル3	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・タイル張り1級技能士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 3年(645日)
レベル2	就業日数	5年(1075日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・足場の組立て等作業従事者特別教育 ・自由研削といしの取替等の業務特別教育
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

呼 称		道路標識・路面標示技能者	
能力評価実施団体		(一社) 全国道路標識・標示業協会	
認定日		令和2年3月31日	
レベル4	就業日数	10年(2150日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録標識・路面標示基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●道路標識点検診断士 ●1級土木施工管理技士 ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)	
レベル3	就業日数	7年(1505日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●路面標示施工技能士(単一等級溶融又は加熱) ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ●下記の全ての資格 ✓玉掛け技能講習 ✓高所作業車運転技能講習 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)	
レベル2	就業日数	3年(645日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●玉掛け技能講習 ●高所作業車運転技能講習 ●フォークリフト運転技能講習 ●小型移動式クレーン運転技能講習 ●乙種危険物取扱者 	
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者	

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		消防施設技能者
能力評価 実施団体		消防施設工事協会
認定日		令和2年3月17日
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録消火設備基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●消防設備士 ●消防設備点検資格者 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ●高所作業車運転技能講習及び酸素欠乏危険作業主任者技能講習 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●高所作業車運転特別教育 ●酸素欠乏危険作業特別教育 ●低圧電気取扱業務特別教育 ●あと施工アンカー施工士
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		建築大工技能者	
能力評価 実施団体		(一社) J B N ・全国工務店協会 (一社) 全国住宅産業地域活性化協議会 (一社) 日本ツーバイフォー建築協会 (一社) 日本ログハウス協会	全国建設労働組合総連合 (一社) 全国中小建築工事業団体連合会 (一社) 日本木造住宅産業協会 (一社) プレハブ建築協会
認定日		令和元年10月31日	
レベル4	就業日数	10年(2150日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録建築大工基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●安全優良職長厚生労働大臣顕彰 ●卓越した技能者(現代の名工) ●技能グランプリ(金賞・銀賞・銅賞・敢闘賞) ・レベル2、3の基準に示す保有資格	
	就業日数 (職長)	職長として 3年(645日)	
レベル3	就業日数	7年(1505日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・下記のうちから2つ以上 ✓1級又は2級建築大工技能士 ✓1級又は2級建築施工管理技士 ✓職業訓練指導員(建築科・枠組壁建築科・プレハブ建築科) ✓建築物の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習 ✓木造建築物の組立て等作業主任者技能講習 ✓プレハブ建築マイスター ・レベル2の基準に示す保有資格 	
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 0.5年(108日)	
レベル2	就業日数	3年(645日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・丸のこ等取扱作業安全衛生教育 ・足場の組立て等作業従事者特別教育又は足場の組立て等作業主任者技能講習 	
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者	

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		硝子工事技能者	
能力評価 実施団体		全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会	
認定日		令和2年3月25日	
レベル4	就業日数	10年(2150日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録硝子工事基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●安全優良職長厚生労働大臣顕彰 ●1級建築施工管理技士 ●卓越した技能者(現代の名工) ●技能グランプリ(金賞・銀賞・銅賞・敢闘賞) ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	
	就業日数 (職長)	職長として 3年(645日)	
レベル3	就業日数	5年(1075日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●1級ガラス施工技能士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ●2級建築施工管理技士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 3年(645日)	
レベル2	就業日数	3年(645日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●2級ガラス施工技能士 ●高所作業車運転技能講習 ●足場の組立て等作業主任者技能講習 ●玉掛け技能講習 	
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者	

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		A L C 技能者
能力評価 実施団体		(一社) A L C 協会
認定日		令和2年3月17日
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録ALC基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・エーエルシーパネル施工技能士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・アーク溶接特別教育 ・玉掛け技能講習
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼 称		土工	
能力評価実施団体		(一社) 日本機械土工協会	
認定日		令和2年3月31日	
レベル4	就業日数	10年(2150日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録土工基幹技能者講習 ●1級土木施工管理技士 ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●1級建設機械施工技士 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰建設マスター)
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)	
レベル3	就業日数	7年(1505日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●下記資格のうち1つ以上 ✓青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ✓2級建設機械施工技士 ✓職業訓練指導員 ✓発破技士 ✓甲種火薬類取扱保安責任者 ✓乙種火薬類取扱保安責任者 ✓地山の掘削および土止支保工作業主任者技能講習 	<ul style="list-style-type: none"> ●下記資格のうち2つ以上 ✓地山の掘削作業主任者技能講習(旧) ✓土止め支保工作業主任者技能講習(旧) ✓型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 ✓足場の組立て等作業主任者技能講習 ✓コンクリート破砕機器作業主任者技能講習 ✓はい作業主任者技能講習 ✓車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用および掘削用)運転技能講習 ✓不整地運搬車運転技能講習 ✓高所作業車運転技能講習 ✓フォークリフト運転技能講習 ✓小型移動式クレーン運転技能講習 ✓ガス溶接技能講習
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)	
レベル2	就業日数	2年(430日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・下記資格のうち2つ以上 ✓小型車両系建設機械(整地運搬積込機・掘削機・基礎工事機・解体用機械)の運転(機体重量3t未満)特別教育又は車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用および掘削用)運転技能講習 ✓基礎工事用機械の運転(非自走式)特別教育 ✓基礎工事用機械の作業装置の操作(自走式)特別教育 ✓不整地運搬車の運転(最大荷重1t未満)特別教育 ✓研削といし・自由研削といしの取替等の業務特別教育 ✓クレーンの運転(つり上げ荷重5t未満およびつり上げ荷重5t以上の跨線テルハ)特別教育 ✓ロープ高所作業特別教育 ✓玉掛け技能講習 	<ul style="list-style-type: none"> ✓締固め用機械(ローラー)の運転特別教育 ✓コンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育 ✓低圧電気取扱業務特別教育 ✓足場の組立て等作業従事者特別教育 ✓立木伐木(胸高直径70cm以上、胸高直径20cm以上重心偏・つりきり・かかり木)特別教育
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者		

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。



能力評価基準【ウレタン断熱】

CCUS職種コード	47「保温工」-02熱絶縁工	
能力評価実施団体	(一社)日本ウレタン断熱協会	
呼称	ウレタン断熱技能者	
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ◇登録ウレタン断熱基幹技能者〔00036〕 ◇優秀施行者国土交通大臣顕彰(建設マスター)(91027) ◇安全優良職長厚生労働大臣顕彰(93001) ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●職長教育修了証(60001) ●1級熱絶縁施工技能士(吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業)(12311) ●日本ウレタン断熱協会品質管理責任者(30112) ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●2級熱絶縁施工技能士(吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業)(12312) ●有機溶剤作業主任者(40026)
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者	

※ ●印の保有資格は、必須。◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。レベル2の保有資格:2級熱絶縁施工技能士の上位資格である1級熱絶縁施工技能士も可。
 []は、ccus職種コードを示している。
 ※ 就業日数は、215日を1年として換算する。



能力評価基準【発破・破砕】

CCUS職種コード		0 1 「特殊作業員」 - 0 1 特殊作業員 0 2 「普通作業員」 - 0 1 普通作業員 1 4 「運転手（特殊）」 - 0 1 運転手（特殊）・建設機械運転工、0 6 掘削機械運転工 1 8 「さく岩工」 - 0 1 さく岩工 5 2 「その他（施工）」 - 2 6 解体工、2 7 解体工（コンクリート工作物）
能力評価実施団体		（一社）日本発破・破砕協会
呼 称		発破・破砕技能者
レベル4	就業日数	1 0 年（2150日）
	保有資格	◇登録発破・破砕基幹技能者〔00037〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）（91045） ◇1級建設機械施工技士（30009） ◇1級土木施工管理技士（30005） ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が3年（645日）
レベル3	就業日数	7 年（1505日）
	保有資格	◇以下の資格のうち1つ以上 ✓青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰（92045） ✓2級建設機械施工技士（30010） ✓2級土木施工管理技士（30006） ✓発破技士（34003） ✓甲種火薬類取扱保安責任者（34001） ✓乙種火薬類取扱保安責任者（34002） ✓地山の掘削および土止支保工作業主任者技能講習（40005） ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと ●職長・安全衛生責任者教育（職長教育を含む）（60011）
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が1年（215日）
レベル2	就業日数	3 年（645日）
	保有資格	◇以下の資格のうち2つ以上 ✓車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用および掘削用）運転技能講習（40035） ✓車両系建設機械（解体用）運転技能講習（40036） ✓不整地運搬車運転技能講習（40038） ✓高所作業車運転技能講習（40039） ✓小型移動式クレーン運転技能講習（40031） ✓玉掛け技能講習（40040）
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、必須。 ◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。 レベル3の保有資格：2級建設機械施工技士又は2級土木施工管理技士の上位資格である1級建設機械施工技士又は1級土木施工管理技士も可。

〔〕は、ccus職種コードを示している。

※ 就業日数は、215日を1年として換算する。

CCUS職種コード		0 1 特殊作業員 - 0 1 特殊作業員 0 2 普通作業員 - 0 1 普通作業員 0 6 とび工 - 0 1 とび工、0 6 くい打ち工 1 3 溶接工 - 0 1 溶接工 1 4 運転手（特殊） - 0 1 運転手（特殊）・建設機械運転工、0 7 くい打機運転工、0 8 クレーン運転工 2 5 土木一般世話役 - 0 1 土木一般世話役
能力評価実施団体		(一社) 全国圧入協会
呼 称		圧入技能者
レベル 4	就業日数	1 0 年 (2150日)
	保有資格	◇登録圧入工基幹技能者〔00040〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰〔91045〕 ●レベル 2、レベル 3 の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が 3 年 (645日)
レベル 3	就業日数	7 年 (1505日)
	保有資格	◇一級圧入施工技士〔33074〕 ◇1 級又は 2 級建築施工管理技士〔30007,30008〕 ◇レベル 2 の 9 資格 (※) のうち 2 つ以上 ●職長・安全衛生責任者教育〔60011〕 ◇1 級又は 2 級土木施工管理技士〔30005,30006〕 ◇1 級又は 2 級建設機械施工管理技士〔30009,30010〕 ◇青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰〔92045〕 ●レベル 2 の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が 1 年 (215日)
レベル 2	就業日数	3 年 (645日)
	保有資格	◇一級又は二級圧入施工技士〔33074,33075〕 ◇以下の 9 資格 (※) のうち 1 つ以上 ✓杭圧入引抜機特別教育〔50056〕 ✓車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習〔40037〕 ✓車両系建設機械（整地・運搬・積込み用および掘削用）運転技能講習〔40035〕 ✓クレーン運転士〔36019,36020〕 ✓移動式クレーン運転士〔36022〕 ✓小型移動式クレーン運転技能講習〔40031〕 ✓玉掛け技能講習〔40040〕 ✓ガス溶接技能講習〔40032〕 ✓アーク溶接特別教育〔50003〕
レベル 1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル 2 から 4 までの判定を受けていない技能者	

※ ●印の保有資格は、必須。◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。〔〕は、ccus職種コードを示している。

※ 就業日数は、215日を1年として換算する。



能力評価基準【さく井】

CCUS職種コード		01「特殊作業員」-06さく井工
能力評価実施団体		(一社)全国さく井協会
呼称		さく井技能者
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	◇登録さく井基幹技能者(00042) ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰(さく井工)(91028) ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと(※3)
	職長経験	職長としての就業日数が3年(645日)
レベル3	就業日数	5年(1075日)
	保有資格	◇1級パーカッション式さく井工事作業技能士(10201) ◇1級ロータリー式さく井工事作業技能士(10211) ◇青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰(さく井工)(92028) ●職長教育、又は職長・安全衛生責任者教育 ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと(※3)
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が1年(215日)
レベル2	就業日数	2年(430日)
	保有資格(※3)	◇2級パーカッション式さく井工事作業技能士(10202) ◇2級ロータリー式さく井工事作業技能士(10212)
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※1 ●印の保有資格は、必須。 ◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。()は、ccus職種コードを示している。

※2 就業日数は、215日を1年として換算する。

※3 レベル2の基準となっている資格を取得することなくレベル3の基準となっている資格を取得した者がレベル2の認定を受けようとする場合は、レベル3の基準となっている資格を保有していれば足る。

CCUS職種コード		06とび工-02足場とび工、13溶接工-02かじ工、15運転手（一般）-04建設廃棄物運搬工、37はつり工-01はつり工、52その他（施工）-26解体工、27解体工（コンクリート工作物）、28解体工（木造建築物）、29ひき家工、41アスベスト除去工
能力評価実施団体		（公社）全国解体工事業団体連合会
呼 称		解体技能者
レベル4	就業日数	10年（2150日）
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ◇以下の5資格のうち1つ以上 ✓登録解体基幹技能者〔00039〕 ✓優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）（91047）解体工 ✓優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）（91048）はつり工 ✓安全優良職長厚生労働大臣顕彰（93001） ✓卓越した技能者厚生労働大臣表彰（94009） ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が3年（645日）
レベル3	就業日数	5年（1075日）
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ◇以下の4資格のうち1つ以上 ✓解体工事施工技士（30069） ✓登録解体工事講習（30114）修了者のうち、1級土木施工管理技士（30005）、1級建築施工管理技士（30007）、技術士（総合技術監理部門）（30015）又は技術士（建設部門）（30024） ✓特定建築物石綿含有建材調査者（37038） ✓建築物石綿含有建材調査者（37039） ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が2年（430日）
レベル2	就業日数	3年（645日）
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の9資格のうち3つ以上（技能講習） ●コンクリート造の工作物の解体等作業主任者（40014） ✓足場の組立等作業主任者（40011） ✓建築物の鉄骨の組立て等作業主任者（40012） ✓木造建築物の組立て等作業主任者（40019） ✓石綿作業主任者（40027） ✓酸素欠乏危険作業主任者（第1種）（40028又は40029） ✓ガス溶接技能講習（40032） ✓車輛系建設機械（整地-運搬-積込用および掘削用）運転（機体重量3t以上）（40035） ✓車輛系建設機械（解体）運転（機体重量3t以上）（40036） ●以下の12資格のうち2つ以上（特別教育・その他安全講習） ✓立木伐採（胸高直径70cm以上、胸高直径20cm以上重心偏・つきり・かかり木）（50010） ✓高所作業車の運転（作業床の高さ10m未満）（50020又は40039） ✓特定粉じん作業（50042） ✓ダイオキシン類対策特別措置法に掲げる廃棄物の焼却施設を有する廃棄物焼却施設の焼却炉、集じん機等の解体およびこれに伴うばいじんおよび焼却灰を取扱う業務（50049） ✓石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業（50050） ✓足場の組立て、解体または変更作業（地上または壁固な床上における補助作業の業務を除く）（50052） ✓電気取扱い業務（低圧電気取扱業務）（50055） ✓墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業（ロープ高所作業を除く） 安全帯使用作業（50058） ●職長教育（60001又は60011） ✓安全衛生責任者（60005又は60011） ✓振動工具取扱作業（60015） ✓木造建築物解体工事作業指揮者（60016）
	レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、必須。◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。〔〕は、ccus職種コードを示している。
 ※ 就業日数は、215日を1年として換算する。 ※同資格の上位資格を保有している場合には、下位資格の取得がなくても、下位資格も保有しているものとして取り扱う。



能力評価基準【計装工事】

CCUS職種コード		09電工-01電気工、02電気通信工、05電話・インターネット工、06防犯装置工、07放送装置工、15中央監視盤工、16普通作業員（電気工）、17その他電気設備、19計装工（監視制御・計装システム） 36配管工-09計装工（給排水衛生設備）、14計装工（計装配管）、15計装工（監視制御・計装システム） 46ダクト工-04計装工（空気調和設備）、49設備機械工-04計装工
能力評価実施団体		(一社) 日本計装工業会
呼 称		計装工事技能者
レベル4	就業日数	10年（2150日）
	保有資格	◇登録計装基幹技能者〔00044〕 ◇登録計装士（1級計装士）〔31025〕 ◇卓越した技能者（現代の名工）〔94064〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）〔91024, 91025, 91026, 91029〕 ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が3年（645日）
レベル3	就業日数	7年（1505日）
	保有資格	● 職長・安全衛生責任者教育〔60001, 60011〕 ◇ 青年優秀施工者不動産（建設ジュニアマスター）〔92024, 92025, 92026, 92029〕 ◇ 2級計装士〔31026〕 ◇ 2級（電気工事/管工事/電気通信工事）施工管理技士〔31017, 30014, 31080〕 ◇ 下記の①、②の条件をすべて満たす ① 下記レ印の資格取得（3つのうち、1つ以上） レ 第一種電気工事士（試験合格）〔31073〕 レ 1級配管技能士〔11501, 11511〕 レ 1級情報配線施工技能士〔18554〕 ② 下記レ印の技能講習、特別教育（4つのうち、3つ以上） レ 高所作業車運転技能講習又は特別教育〔40039, 50020〕 レ 小型移動式クレーン運転技能講習又は特別教育〔40031, 50024〕 レ 足場の組立て等作業主任者又は作業従事者特別教育〔40011, 50052〕 レ 電気取扱業務（低圧）特別教育〔50055〕 ● レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長・班長経験	職長又は班長としての就業日数が1年（215日）
レベル2	就業日数	3年（645日）
	保有資格	● 下記レ印の資格取得（3つのうち、1つ以上） レ 第二種電気工事士〔31019〕 レ 2級又は3級配管技能士〔11502, 11503, 11512, 11513〕 レ 2級又は3級情報配線施工技能士〔18555, 18556〕 ● 下記レ印の技能講習、特別教育（5つのうち、3つ以上） レ 玉掛け技能講習又は特別教育〔40040, 50028〕 レ ガス溶接技能講習又はアーク溶接特別教育〔40032, 50003〕 レ 研削といしの取替え業務の特別教育〔50001〕 レ 特定粉じん作業特別教育〔50042〕 レ 酸素欠乏危険作業主任者（第1種又は第2種）又は特別教育〔40028, 40029, 50037〕
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、必須。 ◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。 ()は、ccus職種コードを示している。 ※ 就業日数は、215日を1年として換算する。

※ 上位の資格を保有する場合は、下位の資格を保有するものとして扱う



能力評価基準【土質改良】

CCUS職種コード		0 1 特殊作業員 - 0 1 特殊作業員、1 1 土工、1 3 地盤改良工 0 2 普通作業員 - 0 1 普通作業員、0 2 掘削工 1 4 運転手(特殊) - 0 1 運転手(特殊)・建設機械運転工、0 6 掘削機械運転工 2 5 土木一般世話役 - 0 1 土木一般世話役
能力評価実施団体		(一社) 全国建設発生土リサイクル協会
呼 称		土質改良技能者
レベル4	就業日数	1 0 年 (2150日)
	保有資格	◇登録土質改良基幹技能者講習[00045] ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)[91003] ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が3年(645日)
レベル3	就業日数	7 年 (1505日)
	保有資格	●職長・安全衛生責任者教育[60011] ◇ 青年優秀施工者不動産・建設産業局長顕彰(建設ジュニアマスター)[92003] ◇ 地山の掘削および土止め支保工作業主任者技能講習[40005] ◇ 地山の掘削作業主任者技能講習[40006] 及び 土止め支保工作業主任者技能講習[40007] ◇ 特定化学物質および四アルキル鉛等作業主任者技能講習[40022] ◇ 特定化学物質等作業主任者技能講習[40023] ◇ 公害防止管理者一般粉じん[37012] ● レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が1年(215日)
レベル2	就業日数	3 年 (645日)
	保有資格	● 車両系資格について、以下いずれかを保有すること ✓車両系建設機械(整地・運搬・積込み用および掘削用)運転(機体重量3t以上)技能講習[40035] ✓小型車両系建設機械(整地運搬積込機・掘削機・基礎工事機・解体用機械)の運転(機体重量3t未満)特別教育[50012] ● クレーン系資格について、以下いずれかを保有すること ✓小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重1t以上5t未満)技能講習[40031] ✓クレーンの運転(つり上げ荷重5t未満およびつり上げ荷重5t以上の跨線テルハ)特別教育[50024] ✓移動式クレーンの運転(つり上げ荷重1t未満)特別教育[50025] ● 玉掛け資格について、以下いずれかを保有すること ✓玉掛け(つり上げ荷重1t以上のクレーン等)技能講習[40040] ✓玉掛の業務(つり上げ荷重1t未満のクレーン等)特別教育[50028]
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、必須。◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。()は、ccus職種コードを示している。 ※ 就業日数は、215日を1年として換算する。

CCUS職種コード		16潜かん工-01潜かん工 17潜かん世話役-01潜かん世話役
能力評価実施団体		日本圧気技術協会
呼 称		潜函技能者
レベル4	就業日数	2150日（10年）
	保有資格	◇登録潜函基幹技能者〔00047〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）（職種：潜函工）〔91042〕 ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が645日（3年）
レベル3	就業日数	1505日（7年）
	保有資格	◇発破技士〔34003〕 ◇足場の組立て等作業主任者技能講習〔40011〕 ●高圧室内作業主任者〔33007〕 ●酸素欠乏危険作業主任者技能講習〔40028〕又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習〔40029〕 ●職長・安全衛生責任者教育（労働安全衛生法第16条及び第60条）〔60011〕 ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が215日（1年）
レベル2	就業日数	430日（2年）
	保有資格	●高圧室内作業特別教育〔50035〕 ●玉掛け（つり上げ荷重1t以上のクレーン等）技能講習〔40040〕
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、必須。◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。〔 〕はCCUS資格コードを示している。※ 就業日数は、215日を1年として換算する。

※ 下線の資格については、併記している資格の上位又は同位として位置付け、併記している資格を保有するものと取り扱う。

CCUS職種コード		09 電工 - 06 防犯装置工、10 ソーラーシステム設置工、17 その他電気設備 43 内装工 - 03 畳工、05 表装工、10 インテリア工 45 建具工 - 01 建具工、05 家具工、06 ふすま工、 52 その他(施工) - 12 サイディング工、30 木材防霉処理工、47 その他
能力評価実施団体		(一社) JBN・全国工務店協会、全国建設労働組合総連合、(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会
呼称		住宅建築関連技能者
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	◇登録建築大工基幹技能者〔00032〕 ◇卓越した技能者(現代の名工)(建築大工、建具工)〔94001、94063〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)(大工、内装仕上工、建具工、畳工、電気工)〔91001、91017、91018、91021、91024〕 ◇安全優良職長厚生労働大臣顕彰〔93001〕 ◇技能グランプリ(金賞・銀賞・銅賞・敢闘賞)(畳製作、壁装、家具、建具、表具)〔95609、95610、95611、95612、95625、95626、95627、95628、95641、95642、95643、95644、95645、95646、95647、95648、95649、95653、95654、95655、95656〕 ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)
	保有資格	●職長・安全衛生責任者教育〔60011〕 ◇1級畳製作作業技能士〔14601〕 ◇青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰〔92001、92017、92018、92021、92024〕 ◇1級木製建具手加工作業技能士〔14501〕 ◇1級建築施工管理技士〔30007〕 ◇1級木製建具機械加工作業技能士〔14511〕 ◇1級管工事施工管理技士〔30013〕 ◇1級表具作業技能士〔14701〕 ◇木製建具施工士一級〔30085〕 ◇1級壁装作業技能士〔14711〕 ◇第1種電気工事士〔31018〕 ◇1級家具手加工作業技能士〔14401〕 ◇第1種電気工事士〔31018〕 ◇1級家具機械加工作業技能士〔14411〕 ◇木材加工用機械作業主任者技能講習〔40001〕 ◇1級大工工事作業技能士〔10601〕 ◇職業訓練指導員(木工科、畳科、表具科、配管科、住宅設備機器科)〔30143、30155、30171、30156、30157〕 ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと ◇窯業系サイディング施工士〔33096〕 ◇蟻害・腐朽検査士〔33115〕 ◇総合防犯設備士〔31089〕 ◇PVマスター施工技術者〔31091〕 ◇グラスウール充填断熱施工技術マイスター〔33118〕
	職長・班長経験	職長又は班長としての就業日数が0.5年(108日)
レベル2	就業日数	3年(645日)
	保有資格	◇2級畳製作作業技能士〔14602〕 ◇2級建築施工管理技士〔30008〕 ◇2級木製建具手加工作業技能士〔14502〕 ◇2級管工事施工管理技士〔30014〕 ◇随時2級木製建具手加工作業技能士〔14504〕 ◇木製建具施工士二級〔30086〕 ◇2級木製建具機械加工作業技能士〔14512〕 ◇第2種電気工事士〔31019〕 ◇2級表具作業技能士〔14702〕 ◇認定電気工事従事者〔31074〕 ◇2級壁装作業技能士〔14712〕 ◇電気取扱い業務(低圧電気取扱業務)に係る特別教育〔50055〕 ◇随時2級壁装作業技能士〔14714〕 ◇しろあり防除施工士〔33116〕 ◇2級家具手加工作業技能士〔14402〕 ◇防犯設備士〔31088〕 ◇随時2級家具手加工作業技能士〔14404〕 ◇太陽光発電メンテナンス技士〔31090〕 ◇2級家具機械加工作業技能士〔14412〕 ◇グラスウール充填断熱施工技術講習〔33117〕 ◇2級大工工事作業技能士〔10602〕 ◇随時2級大工工事作業技能士〔10604〕 ◇丸のこ等取扱い作業従事者安全衛生教育〔60010〕 ◇フルハーネス型安全帯使用作業特別教育及び足場の組立て等作業従事者特別教育〔50058及び50052〕 ◇フルハーネス型安全帯使用作業特別教育及び足場の組立て等作業主任者技能講習〔50058及び40011〕
	レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、必須。 ◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。〔〕は、ccus職種コードを示している。 ※ 就業日数は、215日を1年として換算する。

※同一名称の資格について、1級を保有している場合は、2級も保有しているものとして取り扱う。

※第1種電気工事士または第1種電気工事士試験合格者は、認定電気工事従事者も保有しているものとして取り扱う

CCUS職種コード		07石工-01石工、02石目地工
能力評価実施団体		全国建築石材工業会
呼 称		石材施工技能者
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	◇登録石材施工基幹技能者〔00050〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)(職種:石工)〔91008〕 ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が5年(1075日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)
	保有資格	◇1級石材加工作業技能士〔10501〕 ◇1級石張り作業技能士〔10511〕 ◇1級石積み作業技能士〔10521〕 ◇青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰(ジュニアマスター)(職種:石工)〔92008〕 ●職長・安全衛生責任者教育〔60011〕 ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長・班長経験	職長としての就業日数が3年(645日)
レベル2	就業日数	3年(645日)
	保有資格	◇2級石材加工作業技能士〔10502〕 ◇2級石張り作業技能士〔10512〕 ◇2級石積み作業技能士〔10522〕 ◇随時2級石材加工作業技能士〔10504〕 ◇随時2級石張り作業技能士〔10514〕 ●玉掛け(つり上げ荷重1t以上のクレーン等)技能講習〔40040〕 ●自由研削といしの取替等特別教育〔50001〕
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、必須。 ◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。〔 〕は、ccus職種コードを示している。

※ 就業日数は、215日を1年として換算する。

※ レベル3の1級石材施工技能士を保有していれば、レベル2の2級石材施工技能士も保有しているものと取り扱う。



能力評価基準【斜面防災】



CCUS職種コード		0 1 特殊作業員－0 2 コンクリート工、0 6 さく井工、0 8 ボーリング工、0 9 アンカー工、1 1 土工、2 0 斜面防災工 0 2 普通作業員－0 3 深礎工 0 5 法面工－0 1 法面工、0 2 モルタルコンクリート吹付工、0 4 植生工、0 5 ラス張工 3 3 型わく工－0 1 型わく工
能力評価実施団体		(一社) 斜面防災対策技術協会
呼 称		斜面防災技能者
レベル 4	就業日数	1 0 年 (2150日)
	保有資格	◇登録斜面防災基幹技能者〔00049〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター) (職種: 法面工)〔91019〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター) (職種: さく井工)〔91028〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター) (職種: アンカー工)〔91033〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター) (職種: ボーリング工)〔91034〕 ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が3年(645日)
レベル 3	就業日数	6 年 (1290日)
	保有資格	●下記資格のうち、いずれかを保有すること ✓地すべり防止工事士〔30061〕 ✓斜面防災主任技能者〔33120〕 ✓1級土木施工管理技士〔30005〕又は2級土木施工管理技士〔30006〕 ✓青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰 (建設ジュニアマスター) (職種: 法面工)〔92019〕 ✓青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰 (建設ジュニアマスター) (職種: さく井工)〔92028〕 ✓青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰 (建設ジュニアマスター) (職種: アンカー工)〔92033〕 ✓青年優秀施工者不動産・建設産業局長顕彰 (建設ジュニアマスター) (職種: ボーリング工)〔92034〕 ●下記資格のうち、いずれかを保有すること ✓型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習〔40010〕 ✓足場の組立て等作業主任者技能講習〔40011〕 ✓地山の掘削および土止め支保工作業主任者技能講習〔40005〕 ✓酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習〔40029〕 ✓地山の掘削作業主任者 (旧) 技能講習〔40006〕及び土止め支保工作業主任者 (旧) 技能講習〔40007〕 ●職長・安全衛生責任者教育〔60001または60011〕 ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長・班長経験	職長としての就業日数が1年(215日)
レベル 2	就業日数	2 年 (430日)
	保有資格	●以下11の資格のうち2つ以上 ✓ボーリングマシンの運転の業務に係る特別教育〔50018〕 ✓酸素欠乏危険作業の業務に係る特別教育〔50037〕 ✓電気取扱い業務 (低圧電気取扱業務) に係る特別教育〔50055〕 ✓足場の組立て、解体または変更の作業 (地上または堅固な床上における補助作業の業務を除く) に係る特別教育〔50052〕 ✓小型車両系建設機械 (整地運搬積込機・掘削機・基礎工事機・解体用機械) の運転 (機体重量3t未満) の業務に係る特別教育〔50012〕又は、車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用および掘削用) 運転 (機体重量3t以上) 技能講習〔40035〕 ✓不整地運搬車の運転 (最大積載量1t未満) の業務に係る特別教育〔50007〕又は、不整地運搬車運転 (最大積載量1t以上) 技能講習〔40038〕 ✓移動式クレーンの運転 (つり上げ荷重1t未満) の業務に係る特別教育〔50025〕又は、小型移動式クレーン運転 (つり上げ荷重1t以上5t未満) 技能講習〔40031〕 ✓クレーンの運転 (つり上げ荷重5t未満およびつり上げ荷重5t以上の跨線テルハ) の業務に係る特別教育〔50024〕 ✓玉掛け (つり上げ荷重1t以上のクレーン等) 技能講習〔40040〕 ✓ロープ高所作業に係る特別教育〔50053〕 ✓墜落制止器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業 (ロープ高所作業を除く) に係る特別教育〔50058〕
	レベル 1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、必須。◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。〔 〕は、ccus職種コードを示している。 ※ 就業日数は、215日を1年として換算する。
※レベル3の足場の組立て等作業主任者技能講習を受講していれば、レベル2の足場の組立て、解体または変更の作業(地上または堅固な床上における補助作業の業務を除く)に係る特別教育も受講しているものと取り扱う。
※レベル3の酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を受講していれば、レベル2の酸素欠乏危険作業の業務に係る特別教育も受講しているものと取り扱う。



能力評価基準【道路等法面保護工事】

CCUS職種コード		05法面工-01法面工、02モルタルコンクリート吹付工、03種子吹付工、04植生工、05ラス張工
能力評価実施団体		一般社団法人 全国特定法面保護協会
呼 称		道路等法面保護工事技能者
レベル4	就業日数	10年(2,150日)
	保有資格	◇登録道路等法面保護基幹技能者〔00048〕 ◇法面工に関わる優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者(建設マスター)〔91019〕 ●レベル2及びレベル3の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が3年(645日)以上
レベル3	就業日数	5年(1,075日)
	保有資格	◇のり面施工管理技術者〔33068〕、◇1級土木施工管理技士〔30005〕、◇2級土木施工管理技士〔30006〕 ◇のり面ノズルマン技能者〔33069〕 ◇法面工に関わる青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰受賞者(建設ジュニアマスター)〔92019〕 ●職長教育〔60001〕または職長・安全衛生責任者教育〔60011〕 ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が1年(215日)以上
レベル2	就業日数	3年(645日)
	保有資格	◇グラウンドアンカー施工士〔30084〕、◇玉掛け(つり上げ荷重1t以上のクレーン等)技能講習〔40040〕 ◇墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業(ロープ高所作業を除く)に係る特別教育〔50058〕 ◇足場の組立て、解体または変更の作業(地上または堅固な床上における補助作業の業務を除く)に係る特別教育〔50052〕 ◇小型車両系建設機械(整地運搬積込機・掘削機・基礎工事機・解体用機械)の運転(機体重量3t未満)の業務に係る特別教育〔50012〕 ◇小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重1t以上5t未満)技能講習〔40031〕 ◇1級土木施工管理技士補〔30102〕又は2級土木施工管理技士補〔30103〕 ●ロープ高所作業に係る特別教育〔50053〕
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、必須。◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。()は、CCUS職種コードを示している。※ 就業日数は、215日を1年として換算する。

※ 1級土木施工管理技士の資格を保有していれば、1級土木施工管理技士補の資格を保有しているものとして取り扱う。

※ 2級土木施工管理技士の資格を保有していれば、2級土木施工管理技士補の資格を保有しているものとして取り扱う。

CCUS職種コード		1 9 トンネル特殊工－0 2 シールド工（特殊作業員）、0 3 推進工（特殊作業員） 2 0 トンネル作業員－0 2 シールド工（普通作業員）、0 3 推進工（普通作業員） 2 1 トンネル世話役－0 2 シールド工（世話役）、0 3 推進工（世話役）
能力評価実施団体		公益社団法人日本推進技術協会
呼 称		都市トンネル技能者
レベル 4	就業日数	1 0 年（2150日）
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）（職種：シールド工）〔91041〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）（職種：推進工）〔91046〕 ◇登録都市トンネル基幹技能者〔00046〕 ●レベル 2、3 の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が3年（645日）
レベル 3	就業日数	7 年（1505日）
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●職長・安全衛生責任者教育〔60001または60011〕 ◇青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰（建設ジュニアマスター）（職種：シールド工）〔92041〕 ◇青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰（建設ジュニアマスター）（職種：推進工）〔92046〕 ◇以下の資格のうち2つ以上 ✓推進工事技士〔30062〕 ✓ ずい道等の掘削等作業主任者技能講習〔40008〕 ✓ ずい道等の覆工作業主任者技能講習〔40009〕 ✓酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（第2種）技能講習〔40029〕 ●レベル 2 の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が1年（215日）
レベル 2	就業日数	2 年（430日）
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●酸素欠乏危険作業特別教育〔50037〕、酸素欠乏危険作業主任者（第1種）〔40028〕または酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（第2種）技能講習〔40029〕 ●墜落制止器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業（ロープ高所作業を除く）特別教育〔50058〕 ●以下の資格のうち3つ以上 ✓測量士〔33001〕または測量士補〔33002〕 ✓ クレーン・デリック運転士〔36019〕 ✓ 地山の掘削および土止め支保工作業主任者技能講習〔40005〕 ✓地山の掘削作業主任者技能講習（旧）〔40006〕および土止め支保工作業主任者技能講習（旧）〔40007〕 ✓足場の組立て等作業主任者技能講習〔40011〕 ✓ ガス溶接技能講習〔40032〕 ✓ 床上操作式クレーン運転（つり上げ荷重5t以上）技能講習〔40030〕 ✓小型移動式クレーン運転（つり上げ荷重1t以上5t未満）技能講習〔40031〕 ✓ フォークリフト運転（最大荷重1t以上）技能講習〔40033〕 ✓車両系建設機械（整地・運搬・積込み用および掘削用）運転（機体重量3t以上）技能講習〔40035〕 ✓玉掛け（つり上げ荷重1 t 以上のクレーン等）技能講習〔40040〕 ✓ アーク溶接特別教育〔50003〕 ✓小型車両系建設機械（整地運搬積込機・掘削機・基礎工事機・解体用機械）の運転（機体重量3 t 未満）特別教育〔50012〕 ✓軌道装置の動力車運特別教育〔50022〕 ✓ クレーンの運転（つり上げ荷重5t未満およびつり上げ荷重5t以上の跨線テルハ）特別教育〔50024〕 ✓ずい道等の掘削・運搬・覆工等の作業特別教育〔50043〕 ✓ 足場の組立て、解体または変更の作業特別教育〔50052〕 ✓電気取扱い業務（高圧・特別高圧電気取扱業務）特別教育〔50054〕 ✓ 電気取扱い業務（低圧電気取扱業務）特別教育〔50055〕
	レベル 1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル 2 から 4 までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、必須。 ◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。CCUS職種コード欄の（ ）は、CCUS職種コードを示している。 ※ 就業日数は、215日を1年として換算する。

※ 下線の資格については、併記している資格の上位又は同位として位置付け、併記している資格を保有するものと取り扱う。